



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県経営戦略部  
総務課法務文書室

定期第4301号 平成30年2月26日発行

## 目次

は県例規集登載

### 【告示】

番号	表	題	担当課名
116		農用地利用配分計画を認可した件	農林水産総合技術 支援センター
117	同		同
118	同		同

### 【監査委員公表】

番号	表	題	担当課名
5		住民の請求に係る監査の結果公表	

### 【公安委員会規則】

番号	表	題	担当課名
1		銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び認知 機能検査員に係る講習等に関する規則の一 部を改正する規則	

徳島県告示第百十六号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
阿部 雅信	阿波市吉野町柿原字 小笠前四四一番地	阿波市吉野町柿原字 八トノ原一八番二ほ か五筆	六、八〇二・〇〇
株式会社徳島ハーベ スト	同 西条字 東姥御前三番地	同 西条字 出口七八番一	一、六八八・〇〇
村部 充信	同 五条三 五番地一	同 字 北須賀三八番一ほか 一筆	一、七三七・〇〇
松本 勝	同 市場町興崎字 北分一三七番地	同 市場町興崎字 北分一三六番	六七五・〇〇
同	同	同 一三四番	三八五・〇〇

二 認可年月日

平成三十年二月二十六日

徳島県告示第百十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
中田 茂樹	阿南市宝田町梅の本 四〇五番地	阿南市宝田町今市山 の北二三番ほか二筆	一、六九〇・〇〇

二 認可年月日

平成三十年二月二十六日

徳島県告示第百十八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年二月二十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
森本 秀幸	阿南市新野町宇井谷 三〇二番地	阿南市新野町宇井谷 五六〇番一ほか四筆	七、九四〇・〇〇

二 認可年月日

平成三十年二月二十六日

徳島県監査委員公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果について、同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年2月26日

徳島県監査委員	稲田米昭
同	矢田等
同	井関佳穂理
同	須見一仁
同	臼木春夫

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく職員措置請求に係る監査の結果は、次のとおりである。

平成30年2月13日

徳島県監査委員	稲田米昭
同	矢田等
同	井関佳穂理
同	須見一仁
同	臼木春夫

第1 請求の受付

1 請求書の提出

平成29年12月18日に、板野町 扶川敦から提出された職員措置請求書は、同日受け付けた。

2 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

徳島県内の市町が主催した「とくしま記念オーケストラ（以下「記念オケ」という。）演奏会」への徳島県知事（以下「知事」という。）の参加に関して、次の措置を勧告することを求める。

ア 違法又は不当な燃料費及び人件費の支出を返還すること。【請求ア】

平成23年度以降の市町主催の記念オケ演奏会に参加する際に使用した知事専用車の車両費（燃料費）並びに運転手及び同行秘書の人件費の支出については、知事の裁量権を逸脱しており、違法又は不当なので、知事から総額448,311円を徳島県（以下「県」という。）に返還すること。

イ 知事専用車の使用等の記録に関する制度を改善すること。【請求イ】

知事専用車の使用に関する「県有車両使用簿」（以下「車両使用簿」という。）及び知事の行動に関する「活動記録」（以下「活動記録」という。）には詳細な記述等がないため、県有車両や県職員の人件費が適切に使われているか検証できず、こうした情報管理のいい加減さが公費の無駄遣いの原因となっているので、制度を改善すること。

（２）請求の理由

ア 請求アについて

知事は、県職員である秘書を伴い、知事専用車を県職員である運転手に運転させて、県内外で実施した記念オケ演奏会のほとんど全てに参加していることが、活動記録、車両使用簿及び当該演奏会の主催者への聞き取り等から明らかになった。

参加状況は、平成23年度以降、市が主体となった演奏会12回中11回、町が主体となった演奏会10回中10回、県が主体となった演奏会31回中31回（1回は活動記録記載なし）であり、全体では合計53回のうち96%の51回に参加している。またこれとは別に、リハーサルにも3回激励参加しており、うち2回は東京まで出向いている。

ただし、集計にあたっては、小・中・高等学校でのアウトリーチのスクールコンサート、幼稚園での演奏等については、小規模で内容的にも本格的な演奏会とまでは言えず、知事も全く参加していないようであり、除外した。

また、知事は、公務の都合で代理人を立てることもせず、知事自身が直接演奏会に参加した上で、最後まで鑑賞している。

県主催又は県共催の演奏会においては、知事が主・共催者として挨拶に参加し、その流れの中で演奏会を鑑賞することもありえるが、それも毎回参加し演奏会の全体を鑑賞する必要はない。他に公務があれば、副知事らを代理に立ててもよい。しかし、記念オケ演奏会は、知事が特別に毎回直接参加し、最後まで鑑賞している。

市町が主体となり開催された演奏会（24市町村中13市町が実施）においては、主催者としての挨拶はなく、仮に来賓として招かれた場合も、知事本来の公務に差し支えないよう、参加の必要性を検討する必要がある。しかし、市町の演奏会

にも、代理を立てず知事が直接ほぼ全て参加し、最後まで鑑賞している。

以上のように、知事の行動を見ると、知事の中で、記念オケ演奏会への参加と鑑賞が、無条件に最優先されていることは明らかであり、知事の公務遂行のあり方として、極めてバランスを欠くものである。実際、他の音楽・文化活動への参加状況と比較すれば、一目瞭然であり、県民からもそのことに対する批判の声が聞かれる。

特に市町主催の記念オケ演奏会への参加と鑑賞については、挨拶の有無に係わらず、音楽文化振興というより、知事の私人としての趣味や政治家としての顔を売るための政治活動の側面が、極めて強いと考えられる。

実際、知事の演奏会参加の中身を見ると、そもそもプログラムに知事の挨拶が予定されていなかったり、あえて参加しても一観客としての参加に過ぎず、来賓として挨拶をせずに帰ったりしているものがある。

したがって、少なくとも、市町が主催した記念オケ演奏会に知事が参加するために使用した知事専用車の燃料費並びに運転手及び同行秘書の人件費の支出については、知事の裁量権を逸脱しており、違法又は不当である。

その金額は総額448,311円であり、年度別では次表のとおりである。

< 年度別の金額内訳 >

( 単位：円 )

年 度	燃料費	人件費	合 計	参加した演奏会の件数等
平成23年度	4,282	54,454	58,736	2件 (H23.9.19開催分他)
平成24年度	9,064	115,786	124,850	6件 (H24.11.3開催分他)
平成25年度	1,914	40,697	42,611	3件 (H25.9.6開催分他)
平成26年度	6,244	77,382	83,626	4件 (H26.11.15開催分他)
平成27年度	6,390	88,846	95,236	4件 (H27.10.5開催分他)
平成28年度	2,286	25,794	28,080	1件 (H28.7.9開催分)
平成29年度	843	14,330	15,173	1件 (H29.7.22開催分)
合 計	31,022	417,290	448,311	21件

(注) 本件請求書に記載された別表の要約である。

最下段(金額)の合計欄は、端数処理の関係で合致しない。

#### イ 請求イについて

車両使用簿には一般職員の場合のような詳細な記述がなく、また活動記録には

その全てが記載されていないため、県有車両や県職員の人件費が適切に使われているかを県民が検証できない。

こうした情報管理のいい加減さが今回のような公費の無駄遣いの原因となっているので、制度を改善する必要がある。

(以上、おおむねこのように解する。なお、事実証明書の記載は省略する。)

## 第2 請求の受理

本件請求は、平成30年1月5日に所要の法定要件を具備しているものと認め、受理することとした。

## 第3 監査の実施

### 1 監査対象事項

住民監査請求の請求期間は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第242条第2項により、「財務会計上の行為（以下「当該行為」という。）のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これをすることができない」と規定されており、「当該行為のあった日」とは一時的行為のあった日、「当該行為の終わった日」とは継続的な行為についてその行為が終わった日とそれぞれ解されている。

このことを本件請求に当てはめると、住民監査請求の請求期間は、知事の市町主催の記念オケ演奏会への出席に係る当該行為のあった日から1年以内となる。

したがって、請求アについては、市町主催の記念オケ演奏会に知事が出席した21件のうち、平成23年9月19日から平成28年7月9日までの20件は請求期間を徒過した請求であることから監査の対象外とし、平成29年7月22日に関する1件を対象として審査を進めた。

また、請求イについては、同条第1項に規定する財務会計上の行為とは認められないことから、監査の対象外とした。

### 2 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成30年1月17日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

請求人は、期日に証拠を提出し、陳述による内容の補足として、知事の市町主催の記念オケ演奏会への参加・鑑賞は、個人的な趣味の側面と政治家としての自己宣伝を狙った側面があり、公務性がなく、送迎にかかった各種経費の支出は違法である旨補足して主張した。



### 3 監査対象機関に対する監査の実施

徳島県経営戦略部秘書課（以下「秘書課」という。）を監査対象機関と定め、当該機関に対し監査調書等の提出を求め、平成30年1月23日に監査を行った。

## 第4 監査の結果

### 1 事実関係の確認

秘書課に対する監査及び関係資料から把握した事実は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 市町主催の記念オケ演奏会への知事の出席状況

平成23年度以降に、市町が主催する記念オケ演奏会に知事が出席した21件のうち、本件請求の提出日から遡って1年以内に開催されたものは、平成29年7月22日に吉野川市において開催された市民コンサート1回であり、知事は後の公務の都合により途中退席している。

なお、同コンサート会場には、知事専用車を運転した職員及び知事秘書が同行している。

吉野川市市民コンサート 江川 WAKUWAKU オーケストラ

日時：平成29年7月22日（土）14時開演

会場：鴨島公民館江川わくわくホール

#### (2) 市町村主催行事への知事出欠の決定

市町村から知事の出席依頼があった場合は、当該行事の所管課が知事の日程調整を秘書課に依頼し、他の行事との整合・調整が行われた後に、知事の出欠が決定される。

#### (3) 市町主催の記念オケ演奏会への知事の出欠

本件請求の市町主催の記念オケ演奏会への知事の出欠についても前記（2）と同様に、市町からの来賓出席の依頼を受け、音楽文化行政を所管している県民環境部とくしま文化振興課が知事の日程調整を秘書課に依頼し、他の行事との整合・調整が行われた後に、知事の出席が決定されている。

知事が市町主催の演奏会に来賓として出席した場合の役割は、主催者である市町により決定されており、平成29年7月22日に開催された吉野川市市民コンサートにおいては、主催者及び知事からの挨拶は行われていない。

県及び市町主催の記念オケ演奏会の多くは、主催者等の挨拶は行われていない。

## 2 本件請求に対する監査対象機関の見解

監査対象機関である秘書課の見解は、次のとおりである。

### (1) 知事の記念オケ演奏会への無条件の最優先参加

請求人は、記念オケ演奏会への参加と鑑賞が、無条件に最優先されていると主張しているが、その根拠は示されていない。

県においては、「新未来『創造』とくしま行動計画」に、「ふるさと回帰・加速とくしまの実現」,「経済・好循環とくしまの実現」,「安全安心・強靱とくしまの実現」,「環境首都・新次元とくしまの実現」,「みんなが元気・輝きとくしまの実現」,「まなび・成長とくしまの実現」及び「大胆素敵・躍動とくしまの実現」という、7つの基本目標と当面取り組むべき重点施策を掲げ、各分野における諸事業・諸施策を推進している。

その一環として、県民に一流の芸術を身近に感じていただくとともに、音楽文化の裾野を広げ、地域の活性化をはかる「音楽文化が息づくまちづくり」を推進するため、記念オケを活用した演奏会やアウトリーチ活動に積極的に取り組んでおり、県主催、市町村主催に関わらず、知事のそれら演奏会への出席は公務である。

また、知事は当事業に限らず、多い時には1日に10を超える事業に出席する場合もある。知事が催し物の会場や現地を訪問することは、災害や工事の施工箇所、イベント会場など多々あり、他の県土整備、福祉、スポーツなどの各分野と比べて、記念オケの演奏会がとりたてて多いわけではなく、偏りはないと認識している。

組織のトップの現地視察については、国や他の都道府県、市町村、民間においても頻繁に行われており、知事が直接現地で事業を見聞きすることは、データや資料だけではわからない、現場の状況や県民の生の声を文字通り肌で体感し、知見を深めることができ、今後の県政運営の貴重な判断材料となるものであり、「県民目線・現場主義」を実践する意義深いことである。

### (2) 知事の裁量権の逸脱

前記のとおり、市町主催の演奏会についても、県の施策の一環として出席する公務であり、請求人が主張する「知事の裁量権を逸脱しており、公用車での移動に要した車の燃料費及び同行秘書の人件費支出については、違法又は不当である」との主張は誤りである。

## 3 判断（請求アについて）

確認した事実関係を基に監査委員が判断した結果は、次のとおりである。

請求人は、知事の記念オケ演奏会への参加と鑑賞が、無条件に最優先され、知事の公務遂行のあり方として極めてバランスを欠いているとし、特に市町主催の演奏会へ

の参加と鑑賞は、音楽文化の振興というより、知事の私人としての趣味や政治家としての顔を売るための政治活動の側面が極めて強く、知事の裁量権を逸脱しており、違法又は不当であると主張している。

こうした請求人の主張に対し、秘書課は、県においては、「新未来『創造』とくしま行動計画」に、7つの基本目標と当面取り組むべき重点施策を掲げ、各分野における諸事業・諸施策を推進しており、その一環として、「音楽文化が息づくまちづくり」を推進するため、記念オケによる演奏会やアウトリーチ活動に積極的に取り組んでいるものであり、県主催、市町村主催に関わらず、知事が演奏会に出席することは公務であるとしている。

また、知事の記念オケ演奏会への出席は、データや資料でわからない、現場の状況や県民の生の声を文字通り肌で体感し、知見を深め、今後の県政運営の貴重な判断材料となるものであり、「県民目線・現場主義」を実践する意義深いことであるとしている。

そこで、知事の市町主催の記念オケ演奏会への出席について見てみると、県政運営指針である「新未来『創造』とくしま行動計画」に基づいた諸事業・諸施策の積極的な取組の一環として、主催市町からの出席依頼に基づき、他の行事との整合・調整を行った上で出席しており、知事の来賓としての挨拶がないことをもって、公務での出席が不合理であるとは言えない。

また、請求期間を徒過しているものも含め平成23年度から平成29年度までの7年間に於ける21件の出席(うち平成24年度の6件は、「第27回国民文化祭・とくしま2012」での6市町における連携コンサート)が社会通念に照らして著しく妥当性を欠いているとは言えない。

よって、市町主催の記念オケ演奏会に知事が出席し、その際に使用した知事専用車の燃料費並びに、運転手及び同行秘書の人件費を公費で支出したことが、知事の裁量権を逸脱し、違法又は不当であるとの請求人の主張には理由がない。

#### 4 結論

以上、本件請求ア「違法又は不当な燃料費及び人件費の支出を返還すること。」のうち平成29年7月22日1件については、財務会計上、違法又は不当に公金を支出した事実があったとは認められないので、棄却する。

本件請求ア「違法又は不当な燃料費及び人件費の支出を返還すること。」のうちの平成23年9月19日から平成28年7月9日までの20件及び請求イ「知事専用車の使用等の記録に関する制度を改善すること。」については、いずれも住民監査請求の対象と認められないので、却下する。

徳島県公安委員会規則第1号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び認知機能検査員に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年2月26日

徳島県公安委員会委員長 水 口 和 生

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則及び認知機能検査員に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則

(銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正)

第1条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則(平成19年徳島県公安委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

(認知機能検査員に係る講習等に関する規則の一部改正)

第2条 認知機能検査員に係る講習等に関する規則(平成22年徳島県公安委員会規則第5号)を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「第5条の2」を「第5条の2第1項」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。